

現行法と日本人材派遣協会案との違い

① 派遣スタッフ

現行法

職種により同一部署で働ける期間に違いがある

専門26業務

期間制限なし

一般事務・販売

3年

製造業務

3年

協会案

すべての職種

3年

職種の区分をなくし、すべて3年とする
※禁止業務についてはこれまでどおりとする

現行法

職種により受け入れ期間が異なる

専門26業務

受け入れ期間制限なし

一般事務・販売

3年

3カ月

3年

製造業務

3年

3カ月

3年

協会案

すべての職種

受け入れ期間制限なし

スタッフ A さん

スタッフ B さん

スタッフ C さん

職種による受け入れ期間制限をなくし、クーリング期間もなくす

② 派遣先

協会案

派遣スタッフ A さん

派遣就業3年

派遣スタッフのキャリア形成に力を入れ、
直接雇用の機会を増やし、
派遣元の正社員就業支援の機能を強化する

1. 派遣先で直接雇用

Aさんが引き続き派遣先で働きたい場合
派遣先がAさんに引き続き働いてほしい場合

2. 他社で直接雇用

派遣元の正社員就業支援

3. 他の派遣先で派遣就業

派遣就業3年

(A社)

派遣就業3年

(B社)

派遣就業3年

(C社)

③ 派遣元